

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年3月10日(木)

担	職業安定部雇用保険課 課長 大谷部 博明 課長補佐 西島 正人 電話(直通) 03-3512-1670
当	F A X 03-3512-1566

品川公共職業安定所における文書の紛失について

東京労働局(局長 辻田 博)は、品川公共職業安定所(所長 古宮 善彦)において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

品川公共職業安定所(以下「品川所」という。)において、事業所Xから簡易書留により郵送された雇用保険適用課(以下「適用課」という。)宛ての郵便物(従業員Yに係る「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)及び預金通帳の写しが入っていた。)を紛失する事案が発生した。

※ 資格取得届には、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、雇用保険被保険者番号、資格取得年月日等が記載され、預金通帳の写しには、金融機関名、支店名、口座番号、氏名が記載されていた。

2 事実経過等

- (1) 令和4年2月15日、事業所Xの担当者から、年末に簡易書留で郵送した従業員Yの「資格取得届」に係る資格取得等確認通知書が返送されていないため、処理状況を確認したいとの問合せがあった。
- (2) 適用課の郵送受理簿に当該郵便物の記録がなかったため、日本郵便のHPで検索したところ、令和3年12月28日に配達済であることを確認した。併せて、品川所庶務課(以下「庶務課」という。)の收受簿に当該郵便物の記録はあったが、資格取得届は未処理であることを確認したため、当該郵便物を紛失したことが発覚し、直ちに搜索を開始した。
- (3) 同月16日、適用課長から事業所Xの担当者に連絡し、現状で当該郵便物は見当たらず引き続き搜索する旨説明した。併せて、必要な事項を確認し、資格取得届を処理した。
- (4) 同月17日以降現在まで、品川所内の全課・部門で搜索を継続している。
- (5) 同月22日、品川所管理部長及び適用課長が事業所Xを訪問し、同席された従業員Yに経過を説明し、謝罪した。
- (6) 現在も資格取得届及び預金通帳の写しが入った郵便物は発見されていないが、外部に持ち出す書類ではないため、当該書類の動線や処理状況を検証した結果、

誤ってシュレッター処理した可能性が高いと考えられる。

3 発生原因

- (1) 庶務課から適用課への郵便物引渡し時に、收受簿と現物を突合しなかったこと。
- (2) 郵便物仕分け作業台の横に、蓋のない不要紙保管箱が置かれており、仕分け作業時に誤って当該郵便物が滑落し、不要紙に混入した可能性が高く、その後、シュレッター作業時に再確認（封筒の混入の確認）しなかったこと。

4 再発防止策

(1) 品川所における再発防止策

- ① 令和4年2月17日から郵便物の処理方法を次のとおり変更した。

庶務課の收受簿を部署毎に出力し、各部署への郵便物引渡し時に添付する。各部署では、管理職員が收受簿と現物を1件ずつ突合し、收受簿に押印の上、これを庶務課に返却する。

特殊郵便物は、各部署で郵便受理簿を作成し、庶務課から引き受けた全ての特殊郵便物を記録する。

- ② 誤廃棄防止のための環境整備、基本動作の徹底

封筒以外の不要紙保管箱を削減し、蓋のない保管箱を撤去し、蓋付き保管箱を設置する。

また、保管箱に不要紙を投入する際には、赤線を引いてから投入することとし、シュレッター作業の前に不要紙に赤線が引かれているか目視による再確認を行う。

さらに、シュレッター作業時の目視確認を徹底するため、管理職員が定期的に確認状況を点検する。

- ③ 個人情報漏えい防止に係る研修の実施

所内全職員に対し、同年2月末までに個人情報保護に関する自主点検を実施し、担当部長が実施状況を確認した。また、同年3月中に集合研修を実施する予定である。

(2) 東京労働局における再発防止策

全ての公共職業安定所において、郵便物の受領から各部署での処理までの流れを自主点検する（実施時期は同年3月14日～3月18日予定）。

点検に当たっては、郵便物関係の作業場所付近に、不要紙保管箱（蓋がない箱）が配置されていないかどうかを確認するとともに、十分な作業空間が確保されていることを確認する。点検結果を踏まえ、必要に応じて蓋付き保管箱の設置など早期に環境整備を図る。